

2014年ノーベル平和賞の発表を受けて（談話）

本日、2014年ノーベル平和賞の発表が行われました。栄えある受賞者に心からの祝意を申し上げます。

去る5月17日、私ども衆参の国会議員60名は、憲法9条がノーベル平和賞にノミネートされたことを受け、ノーベル委員会に平和賞授与の陳情を行いました。

この度の受賞は適いませんでしたが、「オスロ国際平和研究所」の事前予想で憲法9条を保持してきた日本国民が第一位に掲げられ、それが日本国内はもとより世界的にも大きな話題となり、世界の平和創造における憲法9条の価値がよりいっそう広く認識されるなど、恒久平和主義を謳った憲法9条を守り、その理念を具現化していく取り組みには非常に大きな力になったものと理解しています。

むしろ、憲法9条もとの我が国の民主主義が真にノーベル平和賞を授与するだけの価値があるかどうかは、向こう一年が本当の勝負であると考えております。

本年の7月1日、安倍内閣は、国会で一度もその内容について審議を受けることなく、憲法9条の解釈変更を強行し、憲法改正以外に手段のないとされてきた集団的自衛権の行使を容認しました。既に解釈変更の必要不可欠性の根拠であるいわゆる「立法事実」を内閣法制局が確認していないことが国会審議で明らかになるなど、これは、立憲主義や法の支配を否定し、国民主権もとの議会制民主主義を否定する暴挙です。

しかし、戦争を放棄するとともに、日本国民のみならず「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利（平和的生存権）」を保持すること等を謳った憲法前文のもとにある憲法9条において、他国防衛のための先制攻撃たる集団的自衛権行使を容認する余地はなく、7.1閣議決定は憲法9条に違反するものとして無効であり、今日この瞬間も憲法9条は日本国民及び全世界の国民に対し、何ら変わらぬかけがえのない恒久平和主義の法規範として存在しています。

私たちは、本年8月9日の長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典での被爆者代表の「今、進められている集団的自衛権の行使容認は、日本国憲法を踏みにじる暴挙です。被爆者の苦しみを忘れ、なかったことにしないでください。」との安倍総理に向けた厳しい批判を始めとする恒久平和を求める日本国民のみならず、世界の各地域で戦争の惨禍に直面しそれに怯える国民のためにも、7.1閣議決定を破棄するべく、力の限り闘って参ります。

また同時に、私たちの中では、日本国憲法の恒久平和主義を守るとともにその理念を具現化し、世界の平和創造のために我が国がより主体的に貢献していくための「平和創造基本法案」、「平和創造会議設置法案」などの構想に着手している者もあり、今後、党派を超えた世界平和創造への取組の推進が期待されています。

世界に冠たる平和憲法を守りそれをいっそう活かしていく取り組みのため、今後も市民の皆様と共にたゆまぬ努力を重ねることをお誓い申し上げます。

共に世界の平和を祈りつつ。

2014年10月10日

5月17日ノーベル委員会陳情の国会議員有志